

地理空間情報活用推進基本法第 16 条第 1 項に基づき定める技術上の基準 に関する意見募集結果の取りまとめ

主なご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1. 基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に関する意見	
(ア) 基盤地図情報の利用に関する基準	
既存の基盤地図情報が複数存在する場合の利用基準を明確化すべき。	既存の基盤地図情報が複数存在する場合の取り扱いについては、多様なケースが想定されることから、一律の利用基準を設定することは適当ではないと考えますが、今後、事例を積み重ねた上で、利用基準について検討して参りたいと考えています。
(イ) 基盤地図情報のシームレス化に関する基準	
官民で合意された線等については、位置の調整をやめるべき。	基盤地図情報の位置の調整にあたっては、必要に応じて、基盤地図情報の整備・管理主体が意見調整を行うものと考えています。
基盤地図情報の接合について、電子基準点を用いた測量を行うなどの、より具体的な方法を明示すべき。	接合の方法は、地域や精度により様々なこともあり、ここでは具体的な方法の指定はしていません。
市町村境界などの接合について基準を明確にすべき。	市町村境界の接合は、技術的な問題として解決されるだけでなく、当事者間で調整されるべきものもあるため、本告示においては特に規定しておりません。
(ウ) 基盤地図情報の提供の際の規格	
基盤地図情報が適合すべき規格として、パブリックコメント後に I S O 規格となったものを追加すべき。	ご指摘をふまえ、反映いたします。
基盤地図情報が適合すべき規格に関して、国際規格等にとらわれず、データの構造まで決めるべき。	既存の国際規格や国内規格に適合することは、基盤地図情報の共用推進の観点から必要なことと考えています。いただいたご意見については、今後の検討の参考にして参りたいと考えています。

品質評価手順に関する規格を追加すべき。	適合すべき規格については、基盤地図情報の共用を図るために最低限必要な製品そのものに関する規格を定めています。製品作成過程に関する規格である品質評価手順については本告示の対象とするものではないと考えています。
I S OやJ I Sの規格ではなく、J P G I Sを規定すべき。	J P G I Sのうち、共用を図るために必要な、I S OやJ I S規格に限定して規定しており、特にJ P G I Sを規定する必要はないと考えます。
(エ) その他	
技術上の基準の定期的な見直しや継続的な検討を明示すべき。	本告示においては、定期的な見直し等は明記しておりませんが、今後の社会のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直したいと考えています。
技術上の基準の中に、関連法令・制度との連携にあたっての考え方を示すべき。	本告示は、J I S規格等と連携した基準となっていますが、関係法令との連携は重要と考えており、いただいたご意見については、今後の検討の参考にして参りたいと考えています。